

函館市重要文化財の修理等に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重要文化財を修理等する場合に交付する補助金に関し、函館市補助金交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定。以下「国庫補助要項」という。）第3項に定めるもので、国庫補助の採択を受けたものをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、国庫補助要項第4項に定めるものをいう。

(補助金の額)

第4条 函館市の補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道より補助金が補助される場合は、補助対象経費より国庫補助金の額を控除した額の3分の1以内の額

(2) 北海道より補助金が補助されない場合は、補助対象経費より国庫補助金の額を控除した額の2分の1以内の額

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。